

令和 7 年 10 月 27 日

口座振込通知書の誤送付について

会計課では、市からの振込について内容・金額等を記載した口座振込通知書を希望する事業者に対して送付しています。このたび、市から口座振込通知書をメールで送信する際に、市内事業者（1 社）へ、他の事業者・個人の情報が含まれた当該通知書を誤送付する事案が発生いたしました。関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後は再発防止と市民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。

1. 【誤送付の概要】

会計課では、振込手数料の縮減のために同一の口座名義、口座番号に対する複数の振込を集約して振り込んでおり、その内訳を知りたいという要望のある事業者等に対し口座振込通知書を送付しております（事前にお知らせ済みのパスワードを設定し、メール本文にはパスワードは記載しておりません）。このたびその送付において、当該事業者に対して、当該事業者だけではなく他の事業者・個人の口座振込通知書も添付してメール送信していたことが判明しました。

2. 【経緯】

○10 月 24 日（金）午後 1 時 50 分

当該事業者へ口座振込通知書を添付したメールを送信しました。

○同日 午後 3 時頃

当該事業者より、添付されている口座振込通知書に他の方の分も含まれているとの電話連絡を受け、メールの送信履歴を確認した結果、当該事業者以外の 16 件の通知書も含まれていたことが判明しました。

※当該口座振込通知書には、事業者・個人の住所、氏名（法人等の場合は所在地、法人等名称）、市からの振込内容概要、振込先の銀行口座情報（口座番号の下 3 桁は非表示）が記載されておりました。

3. 【原因】

当該口座振込通知書を市の財務会計システムから出力する際に、本来は当該事業者のみを出力すべきところ、他の 16 件の事業者・個人の通知書も併せて出力し、その誤りを発見できないままメールに添付して送信したことによるものです。

4. 【事案覚知後及び今後の対応】

誤送付した当該事業者には、お詫びの上誤送信したメールを削除していただくようお願いし、了承いただきました。また、同日午後 3 時 43 分に当該事業者のみの口座振込通知書を改めて送信いたしました。個人情報情報が漏えいした方にはお詫びの文書を送付いたします。他への更なる漏えいは発生しておりません。

5. 【再発防止策】

今後はメール送信の前に複数人で宛先や添付書類等の確認をし、送信時にはその内容を改めて確認するなど作業手順の見直し及びチェック体制の強化を図ることで再発防止に努めてまいります。

本件についてのお問い合わせ先
会計部 会計課：古澤、白倉、岡田
電話：0256-77-8391（直通）